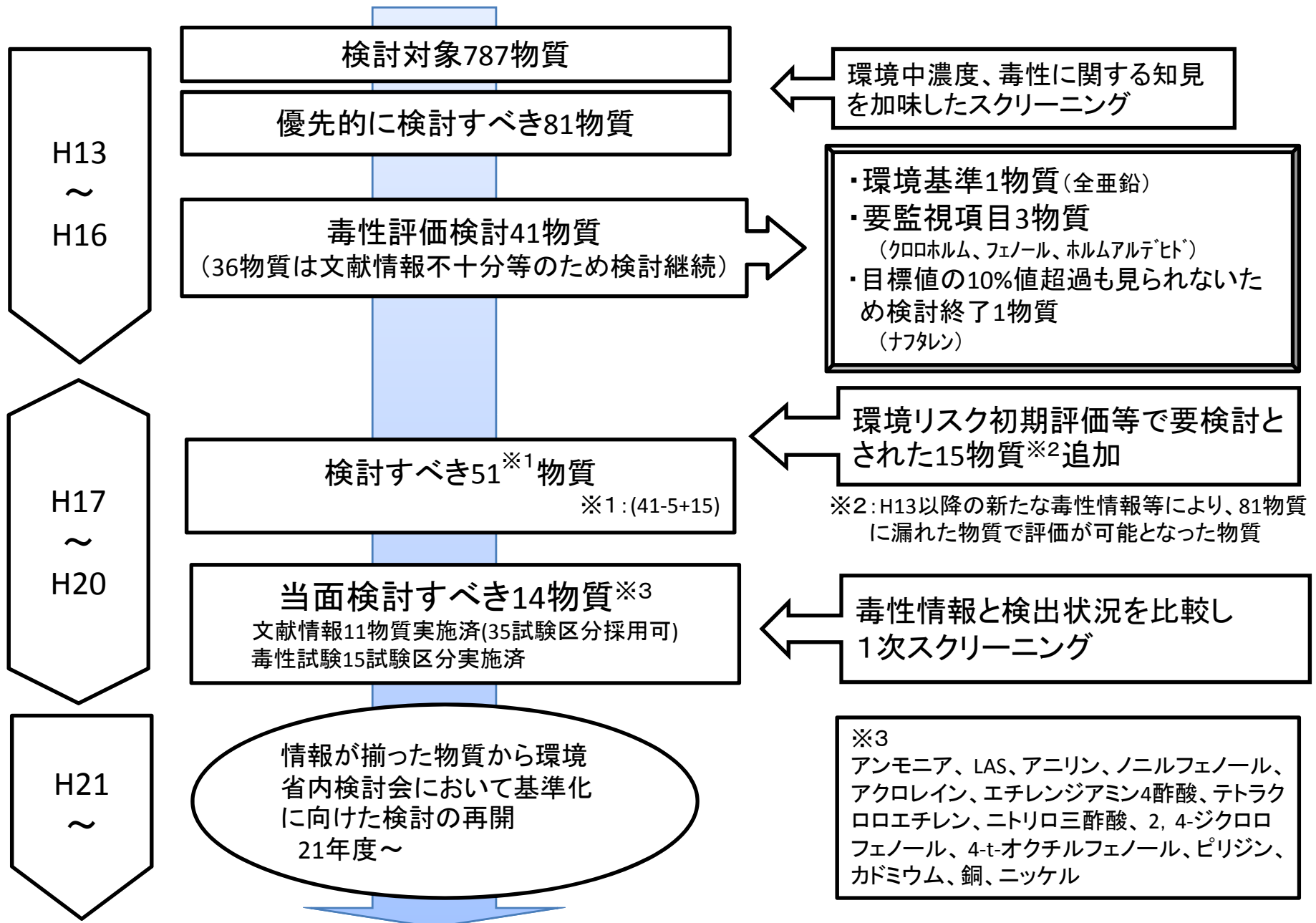


水生生物保全に係る環境基準項目の検討状況

資料 6



水生生物保全に係る環境基準項目検討対象物質リスト

No	物質名	環境基準 (1物質)	要監視項目 (3物質)	検討終了 (1物質)	当面検討す べき物質 (14物質)
1	亜鉛	○			
2	アクリルアミド				
3	アニリン				○
4	アリルアルコール				
5	アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム				○
6	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸C12				
7	アルジカルブ				
8	アンモニア				○
9	イソキサチオン(カルホス)				
10	イソプロチオラン (IPT)				
11	イプロベンホス(IPP)				
12	エタノールアミン				
13	エチルパラニトロフェニルチオベンゼンホスホネイト (EPN)				
14	エチルベンゼン				
15	エンドサルファン				
16	オキシ銅				
17	オクタクロロスチレン				
18	p-オクチルフェノール				
19	カドミウム				○
20	カルバリル(NAC)				
21	キシレン				
22	クロルピリホス				
23	クロロタロニル(TPN)				
24	クロロホルム		○		
25	酸化フェンブタズ				
26	シアン化合物				
27	シアン化カリウム				
28	シアン化水素(チバクロ)				
29	シアン化ナトリウム				
30	ジクロロボス(DDVP)				
31	1,2-ジクロロエタン				
32	2,4-ジクロロフェノール				○
33	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸 (2, 4-D)				
34	1,2-ジクロロプロパン				
35	p-ジクロロベンゼン				
36	ジスルホトン(エチルチオメトン)				
37	シマジン(GAT)				
38	シメトリン				
39	水銀				
40	セレン				
41	ダイアジノン				
42	テトラクロロエチレン				○
43	テトラメチルチウラムジスルフィド(チウラム)				○
44	銅				○
45	1,1,1-トリクロロエタン				
46	トリクロロエチレン				
47	1,2,3-トリクロロベンゼン				
48	トリフェニルスズ化合物				

No	物質名	環境基準 (1物質)	要監視項目 (3物質)	検討終了 (1物質)	当面検討す べき物質 (14物質)
49	トリブチルスズ化合物				
50	トリフルラリン				
51	トルエン				
52	ナフタレン			○	
53	鉛				
54	ニッケル				○
55	ノニルフェノール				○
56	パラコート				
57	ビスフェノールA				
58	ヒドラジン				
59	ヒ素				
60	フェニトロチオン(MEP)				
61	フェノール		○		
62	フェノブカルブ(BPMC)				
63	ブタクロール				
64	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル				
65	フタル酸ジシクロヘキシル				
66	フタル酸ジブチル (DBP)				
67	フタル酸ブチルベンジル				
68	フッ素				
69	プレチラクロール				
70	ベンゼン				
71	ベンゾ(a)ピレン				
72	ベンゾフェノン				
73	ペンタクロロフェノール				
74	ペンチオカーブ(チオベンカルブ)				
75	ホウ素				
76	単一鎖長ポリオキシエチレンアルキルエーテル				
77	ホルムアルデヒド		○		
78	マラチオン				
79	モノクロロベンゼン				
80	モリネート				
81	モリブデン				
82	p-クロロアニリン				
83	2, 6-ジニトロトルエン				
84	ジフェニルアミン				
85	リン酸トリクレジル(TCP)				
86	シス-1,2-ジクロロエチレン				
87	ピフェニル				
88	アクロレイン				○
89	アジピン酸ジエチルヘキシル				
90	4-tert-オクチルフェノール				○
91	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)				○
92	o-クロロアニリン				
93	エンドリン				
94	デイルドリン				
95	ニトリロ三酢酸 (NTA)				○
96	ピリジン				○

水生生物保全に係る環境基準、要監視項目

【水生生物保全環境基準】

○河川及び湖沼

類型	基準値
	全亜鉛
生物A	0.03mg/L 以下
生物特A	0.03mg/L 以下
生物B	0.03mg/L 以下
生物特B	0.03mg/L 以下

(注)

- ・生物A：イワナ・サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
- ・生物特A：生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域
- ・生物B：コイ・フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
- ・生物特B：生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域

※ 湖沼は天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖を指す。

○海域

類型	基準値
	全亜鉛
生物A	0.02mg/L 以下
生物特A	0.01mg/L 以下

(注)

- ・生物A：水生生物の生息する水域
- ・生物特A：生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域

【水生生物保全要監視項目】

○河川及び湖沼

類型	指針値		
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	0.7mg/L 以下	0.05mg/L 以下	1mg/L 以下
生物特A	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下
生物B	3mg/L 以下	0.08mg/L 以下	1mg/L 以下
生物特B	3mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1mg/L 以下

○海域

類型	指針値		
	クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド
生物A	0.8mg/L 以下	2mg/L 以下	0.3mg/L 以下
生物特A	0.8mg/L 以下	0.2mg/L 以下	0.03mg/L 以下